

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1. 西蒲区役所区民生活課における事務懈怠事案について

(1) 処分の内容

(本人)

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 被処分者 | 西蒲区役所 50歳代 一般職員 |
| ② 処分内容 | 懲戒処分 停職3箇月 |
| ③ 処分年月日 | 令和6年10月1日 |

(管理監督者)

行政上の措置として、課長級職員、課長補佐級職員及び係長級職員に「訓告」、係長級職員に「文書注意」とした。

(2) 処分事案の概要

住民基本台帳事務における支援措置に関する事務について、被処分者が担当となった令和3年度から令和5年8月に他市町村から指摘を受け事案が発覚するまでの間、適切な事務処理を行わず放置していた。その結果、本来交付請求を拒否すべき相手方に支援措置対象者の戸籍の附票の写しを2回交付していたことが判明したもの。

また、上記事案の原因を調査するなかで、被処分者が担当していた平成28年度から平成30年度の消耗品等の支払事務において支払漏れが発覚し、62,900円の支払遅延利息を支払うこととなった。

2. 環境部職員の公務外窃盗事案について

(1) 処分の内容

(本人)

- | | |
|---------|---------------|
| ① 被処分者 | 環境部 60歳代 一般職員 |
| ② 処分内容 | 懲戒処分 停職3箇月 |
| ③ 処分年月日 | 令和6年9月30日 |

(2) 処分事案の概要

令和6年8月、市内の入浴施設において、他人が取り忘れた券売機のお釣り3,700円を持ち帰ったもの。

3. 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、2件の不祥事に対して処分を行い、市民の皆様の市に対する信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

いずれの件につきましても、法令を遵守し、適正に事務を執行すべき公務員としてあってはならない行為であり、職員に公務員としての自覚を喚起し、より一層、再発防止に向けた指導・監督の徹底を図ってまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

(電話 025-226-2489)